

こうなっています 彦根市職員の給与、人数など

第2回 職員の採用や処分などの状況

市職員の給与や、勤務時間などについて、10月15日号に引き続きお伝えします。

2回目の今回は、平成18年度の職員の採用状況や、休暇の取得状況のほか、職員の処分の状況についてお知らせします。

前年度の人事行政の運営などについては、広報ひこねと市ホームページで公開しているほか、人事課、支所、各出張所でも閲覧することができます。問い合わせ先 人事課 ☎30-6106、FAX22-1398

① 職員の採用の状況 (単位:人)

職種区分	採用者数		
	男性	女性	職種別計
一般行政職	4	2	6
保健師	0	3	3
学芸員	1	0	1
消防職	3	0	3
保育士	0	3	3
医師	14	2	16
臨床工学技士	0	1	1
臨床検査技師	0	1	1
管理栄養士	0	1	1
看護師	1	37	38
その他教育職	7	1	8
合計	30	51	81

② 職員の退職の状況 (単位:人)

理由	市長			教育	消防	合計
	一般会計	水道事業	病院事業			
定年	14	2	0	3	1	20
希望	12	0	7	1	3	23
死亡	0	0	0	0	0	0
懲戒免職	0	0	0	0	0	0
普通	2	0	41	3	0	46
普通(復帰)	0	0	0	5	0	5
合計	28	2	48	12	4	94

(注) 1 理由の「普通」とは、「定年」「希望」「死亡」「懲戒免職」のどれにもあてはまらないもの。
2 理由の「普通(復帰)」とは県職員や教員などで、彦根市や彦根市教育委員会に派遣されていた人が、それぞれもとの職場に戻ったもの。

③ 競争試験の状況

試験区分	受験者数(人)			合格者数(人)			合格率(%)
	男性	女性	合計	男性	女性	合計	
上級一般事務	102	51	153	11	11	22	14.4
保育士	3	41	44	0	4	4	9.1
初級消防	22	0	22	4	0	4	18.2
保健師	1	2	3	0	2	2	66.7
身体障害者一般事務	2	1	3	1	0	1	33.3
幼稚園教諭	0	39	39	0	3	3	7.7
臨床検査技師	1	7	8	0	1	1	12.5
作業療法士	0	2	2	0	1	1	50.0
薬剤師	3	5	8	0	1	1	12.5
管理栄養士	1	23	24	0	2	2	8.3
看護師	2	41	43	2	39	41	95.3
合計	137	212	349	18	64	82	

④ 選考の状況 (単位:人)

職種区分	採用者数		
	男性	女性	合計
医師	14	2	16
薬剤師	1	0	1
合計	15	2	17



⑤ 職員の年次有給休暇の取得状況

一人当たりの平均取得日数	平均消化率(%)
9.5日	24.0

(注) 平成18年1月1日~同12月31日までの全期間を在職した一般職員の状況です。

⑥ 育児休業および部分休業の取得状況 (単位:人)

区分	育児休業取得状況		平成18年度中に新たに育児休業が可能となった職員の取得状況		
	育児休業取得者数	部分休業取得者数	育児休業対象者数	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男性	3	0	48	3	0
女性	57	4	28	28	0
合計	60	4	76	31	0

⑦ 職員の処分の状況(分限処分者数) (単位:のべ人数)

処分の事由	処分の種類	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績がよくない場合		0	0			0
心身の故障の場合		0	0	34		34
職に必要な適格性を欠く場合		0	0			0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合		0	0			0
刑事事件に関し起訴された場合				0		0
条例で定める事由による場合				0	0	0
合計		0	0	34	0	34

(注) 1 「分限処分」とは、表中の理由により、職員がその職責を果たすことができないことにより行なう処分です。
2 表中の斜線部は、それぞれの処分の事由において、その処分が存在しないことを意味します。

⑧ 職員の処分の状況(懲戒処分者数) (単位:人)

処分の事由	処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計
給与・任用関係(給与の不正領得、受験採用虚偽行為など)		0	0	0	0	0
一般服務関係(職務専念義務違反、職務命令違反など)		0	3	0	0	3
一般非行関係(傷害などの刑法違反など)		0	0	0	0	0
収賄、横領関係		0	0	0	0	0
道路交通法違反		0	1	1	0	2
監督責任		0	0	0	0	0
合計		0	4	1	0	5

(注) 「懲戒処分」とは、職員が違法行為などを行ったときに受ける処分です。違反の度合いによって処分は異なります。

彦根市職員互助会について

職員互助会とは

公務員の福利厚生制度は、民間企業が従業員の勤労意欲を高めるなどの目的で、任意で支出する法定外福利費と同じ考え方で運営されています。

彦根市職員互助会は、職員の相互救済および福祉の増進を図るために、条例に基づいて組織された団体で、各種の給付事業や生活資金の貸付などを行っています。

職員互助会の財源と運営

彦根市では、職員がそれぞれの給料総額の1,000分の4を負担し、市が給料総額の1,000分の4を交付金として負担しています。これは近隣の自治体とほぼ同じ割合です。

職員互助会の事業は、社会情勢や、民間企業、国やほかの自治体との均衡などを充分に考慮して実施しています。彦根市では厳しい

財政状況に対応した福利厚生制度となるよう、平成18年度に給付事業の助成対象などを中心に見直しを行い、各事業の財源における「会費(掛金)」と「交付金(公費)」の区分を明確にしました。

今後も、厳しい財政状況のなかで、市民の皆さんの理解が得られるような互助会運営に努めていきます。